

港区中小企業デジタル技術導入促進補助金 申請要領

○申請書類の提出方法



①申請書の取得

港区立産業振興センターホームページから申請書一式ダウンロードしてください。

URL:<https://minato-sansin.com>

②申請書の作成・添付書類の準備

ダウンロードした申請書を作成し、申請要領を参照の上、書類を揃えてください。

③申請書類の提出（郵送）

○申請書受付期間

令和4年6月27日（月）から令和5年2月28日（火）当日消印有効

※申請期間内であっても予算の上限に達し次第、受付を終了いたします。

<問合せ・郵送先>

港区産業振興課経営支援係

〒108-0014 港区芝 5-36-4 札の辻スクエア 8階

TEL：03-6435-4620

受付時間：平日 9:00～17:00（土・日、祝日は除く。）

1. 補助金概要

国の補助金の額の確定を受け、DX・デジタル化につながる取組を行った区内の中小企業者に対し、国の補助金に上乗せし区が補助金を支給する制度です。

●対象となる国の補助金及び対象経費

令和4年4月1日以降に額の確定通知を受けた以下の補助金

(1) ものづくり・商業・サービス補助金

「機械装置・システム構築費」「クラウドサービス利用費」のみ対象

※デジタル枠に限り、国の補助対象経費すべてが対象

(2) IT導入補助金

国の補助対象経費すべてが対象

●補助金額・補助率

以下の計算式で補助金額を算出します。

$$(① - ②) \times 1/2 = \text{補助金額 (上限額は100万円)}$$

※税抜・千円未満の端数は切り捨て

①…国の補助金において補助対象となった経費のうち、区が対象とした経費

②…国の補助金の確定金額のうち、区が対象とした経費

【補助金額の例】

280万円をIT導入補助金（補助率 1/2）を申請し、事業経費全額が補助対象経費として額の確定を受けた。

計算式：(① - ②) × 1/2 = 区補助金額（上限額は100万円）

①国の補助金において補助対象となった経費のうち、区が対象とした経費

→IT導入補助金は国の補助対象経費すべてが対象になるため、①は280万

②国の補助金の確定金額のうち、区が対象とした経費

→補助率 1/2 の IT 導入補助金の場合には、確定額 140 万のため、②は 140 万

(①280万 - ②140万) × 1/2 = 70万円 … 区補助金額

●募集枠

30者程度

●申請期間

令和4年6月27日（月）から令和5年2月28日（火）当日消印有効

※申請期間内であっても予算の上限に達し次第、受付を終了いたします。

2. 補助金対象者

以下の要件を全て満たす港区内の事業者が対象となります。

- (1) 法人については、区内に本店登記があること及び区内に事業所を有すること。個人事業者については、区内に事業所を有すること。
- (2) 法人については、法人事業税及び法人住民税を、個人事業者については、特別区民税及び都民税を滞納していないこと。
- (3) 中小企業基本法第2条に規定する中小企業者であること。
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に掲げる営業に該当しないこと。

3. 提出書類

- (1) 港区中小企業デジタル技術導入促進補助金交付申請書（第1号様式）
- (2) 港区産業振興施策の利用に係る同意書（区指定様式）
- (3) 令和4年4月1日以降に額の確定通知を受けた国の補助金の交付申請書、額確定通知、実績報告書及び経費明細表の写し
- (4) 法人の履歴事項全部証明書又は個人事業の開業届の写し若しくは最新の確定申告書
【法人】履歴事項全部証明書（発行から3か月以内のもの。）
【個人事業】開業届出書の写し又は最新の確定申告書
- (5) 法人事業税及び法人住民税又は特別区民税・都民税の納税証明書
【法人】法人事業税及び法人住民税の納税証明書（都税事務所発行）
【個人事業（港区民）】特別区民税・都民税の納税証明書（港区役所発行）
【個人事業（港区民以外）】特別区民税・都民税 事業所課税の納税証明書（港区役所発行）
- (6) 提出書類確認シート（区指定様式）
- (7) その他区長が必要と認める書類

4. 交付申請の流れ

☆…申請者が行う項目

☆①国の補助金の額確定通知を受ける

国の補助金…ものづくり・商業・サービス補助金及びIT導入補助金

☆②港区デジタル技術導入促進補助金を申請する

郵送での申請になります。申請方法は申請要領表紙をご確認ください。

③審査・交付決定通知書送付

申請内容を審査し、不備等があった場合は電話連絡します。

☆④港区デジタル技術導入促進補助金請求書の提出

⑤補助金の交付

5. 注意事項

- ・ 交付決定において申請書に記載された補助申請額より減額される場合がございます。
- ・ 書類が揃わない場合は審査することができません。
- ・ 補助金の交付決定後、交付要件に該当しない事実や申請書類の不正その他交付要件を満たさないことが発覚した場合、補助金の交付決定を取り消します。すでに補助金を交付している場合、補助金を返還していただきます。
- ・ 補助金交付前に区外転出した場合は交付対象外になります。
- ・ 申請は、一事業者一申請に限ります。
- ・ 区の今後の施策に反映させるため、補助金の交付を受けた者に対して、補助金交付期間満了後に、事業の実施状況等について巡回調査、アンケートを依頼しますのでご協力をお願いします。